

令和4年12月27日

長崎県条例第35号

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

長崎県知事 大石賢吾

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条 この条例は、次に掲げる県の機関等（以下「実施機関」という。）に適用する。

（1） 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者

（2） 県が設立した地方独立行政法人（以下「県立地方独立行政法人」という。）

（個人情報取扱事務の登録等）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（1） 個人情報取扱事務の名称

（2） 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

（3） 個人情報取扱事務の目的（以下「取扱目的」という。）

（4） 個人情報取扱事務の対象となる個人の類型

（5） 記録されている個人情報の項目（要配慮個人情報が含まれるときは、その旨）

（6） 個人情報の収集先

（7） 個人情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

（8） その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- (1) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に関する事務
 - (2) 1年以内に消去することとなる個人情報を取り扱う事務
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
 - (4) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の送付、受領又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
 - (5) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
 - (6) 犯罪の捜査のための事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第5号に掲げる事項の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項若しくは同項第8号に掲げる事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。
- 5 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、長崎県手数料条例(昭和24年長崎県条例第47号)別表第1総務部の表3の項に定めるとおりとする。
ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合

に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円

(審査会への諮問)

第7条 実施機関(県立地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長崎県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の設置)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ調査審議するため、審査会を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、前条の規定による実施機関の諮問に応じて、意見を述べることができる。

(委員)

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等(以下「諾否決定等」という。)に係る保有個人情報の提示を求めることが

できる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第11条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定により意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

（提出資料の閲覧等）

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、

当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会が行う第8条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第15条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(運用状況の公表)

第16条 知事は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る改正前の長崎県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧条例第2条第1項第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第3項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

第3条 施行日において現に旧条例第53条第2項の規定により長崎県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員に任命されている者は、施行日に第9条第2項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年10月30日までとする。

第4条 施行日において現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第53条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第42条第2項の規定による諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以降に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。)を施行日以降に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第10条 旧条例第11条第1項又は第4項の規定により、委託を受け、又は指定管理者となった法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第6条から第8条までの規定に違反する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第11条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第12条 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
知事	略	個人情報の保護に関する法律及び長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により諮問に応じて調査審議し、又は個人情報保護制度のあり方について意見を述べる事務並びに住民基本台帳法第30条の40第2項の規定による調査審議及び建議に関する事務並びに長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定により諮問に応じて調査審議する事務	知事	略	長崎県個人情報保護条例の規定により諮問に応じて調査審議し、又は個人情報保護制度のあり方について意見を述べる事務並びに住民基本台帳法第30条の9第2項の規定による調査審議及び建議に関する事務
	長崎県個人情報保護審査会			長崎県個人情報保護審査会	
	略			略	
略			略		

(長崎県情報公開条例の一部改正)

第13条 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イに規定する情報又は<u>同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号)第2条第2号に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イに規定する情報又は<u>同条第2号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

(長崎県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第14条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(審査会)</p> <p>第2条 法第30条の40第1項の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長崎県条例第35号)第7条</u>に規定する長崎県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(審査会)</p> <p>第2条 法第30条の40第1項の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号)第52条第1項</u>に規定する長崎県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2及び3 略</p>